平成２４年（フ）第１８３９号
横浜市鶴見区駒岡５丁目18番２―704号
債務者　饒平名悦子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５４号
静岡市駿河区小鹿399番地　ハーモニー小鹿202号
債務者　徳江　忠大
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６３号
静岡市駿河区馬渕２丁目13番26号
債務者　岩邉　裕二
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４６号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番20号、前住所栃木県宇都宮市下川俣町140番地16
債務者　阿久津光広
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番20号、前住所栃木県宇都宮市下川俣町140番地16
債務者　阿久津明子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９５号
岡山県岡山市北区新道85番地９
債務者　川合　　浩（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
栃木県宇都宮市野沢町394番地22
債務者　横山　利幸
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７号
大分県宇佐市大字上高688番地の２
債務者　今永　直美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５０号
大分県宇佐市大字城井1935番地の１
債務者　迫田　　歩
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後２時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２９８号
埼玉県越谷市七左町１丁目235―１―215
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６８号
東京都練馬区早宮１丁目18―７―102
債務者　當山　俊文
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６９号
東京都北区豊島７丁目20―13―105
債務者　上島　晃嗣
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５０２号
東京都練馬区豊玉北４丁目27―９―211
債務者　石井　芳隆
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５７５号
東京都足立区中川５丁目15―９　第三日の出荘１号室
債務者　木田　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５８８号
東京都江東区北砂１丁目３―19―703
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６号
横浜市緑区東本郷２丁目９番19号
債務者　石田　千草（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部